



### 軽自動車の届け出はお早めに

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者または、使用者の方に課税されます。

次の場合は、お早めに、廃車・名義変更の手続きをしてください。

- ①住所が変わったとき
- ②下取りなど車を譲渡したとき
- ③事故や古くなって、車を使わなくなったとき
- ④所有者または、使用者が亡くなったとき
- ⑤盗難にあったとき

問合せ  
軽自動車四輪

軽自動車検査協会千葉事務所  
☎043(245)0163



○軽自動車二輪・二輪の小型自動車  
関東運輸局千葉運輸支局  
☎043(245)7337

○原付・農耕作業用  
税務課  
☎1211 内線1111

### 固定資産

### 縦覧帳簿の縦覧

平成16年度の土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を行います。

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧は、固定資産税の納税者のみなさんが、土地や家屋の評価額を比較し、自己の土地や家屋の評価額の適正さについて検討していただく制度です。

期間 4月1日(木)～5月31日(月)  
(土・日曜日、祝祭日は除く)  
午前8時30分～午後5時  
縦覧できる人

・土地価格等縦覧帳簿は光町所在の土地に対する固定資産税の納税者  
・家屋価格等縦覧帳簿は光町所在の家屋に対する固定資産税の納税者

※代理人の場合は委任状が必要です  
場所 税務課  
☎1211 内線1121



### 申告はもうお済みですか

所得税・町県民税の申告期限は3月15日(月)です。まだお済みでない方はお早めに提出してください。

### 消費税の届出が必要ですよ

消費税法の改正により、平成15年分の課税売上高が1000万円を超える個人事業者は、平成17年分について消費税の課税事業者となりますので、これに該当する方は「消費税課税事業者届出書」をお早めに税務署まで提出してください。

問合せ  
銚子税務署  
☎0479②1571

### 税の一句

こつこつと勉強せよと子に言ひて  
税の申告の集計急ぐ

### 最低賃金一覧表 (平成15年度改正)

最低賃金件名	改正最低賃金額	発効日	改正前最低賃金額	引き上げ額	
千葉県最低賃金	677円 改正はありません	平成14年10月4日	677円	0円	
産業別最低賃金	調味料製造業(1)	平成15年12月25日	765円	1円	
	鉄鋼業	平成15年12月25日	792円	1円	
	一般機械器具製造業(2)	平成15年12月25日	782円	1円	
	電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・製造業(3)	平成15年12月25日	779円	1円	
	精密機械器具製造業	平成15年12月25日	764円	1円	
	各種商品小売業	747円 改正はありません	平成14年12月25日	747円	0円
	自動車(新車)小売業	775円	平成15年12月25日	774円	1円

(注) (1)は、味噌製造業を除く。  
(2)は、事務用・サービス用・民生用機械器具製造業、その他の機械・同部品製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業及び縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業を除く。  
(3)は、電球・電気照明器具製造業及び電気計測器製造業を除く。

## 千葉県最低賃金・産業別最低賃金改正

千葉県内のすべての事業場で働く労働者(パート、アルバイトを含む)に適用される千葉県最低賃金及び特定の業種の事業場で働く労働者に適用される産業別最低賃金7業種が左記のとおりとなりました。

最低賃金の内容についてのお問い合わせは、千葉労働局労働基準部貸金室(☎043(221)2328) または最寄の労働基準監督署にお尋ねください。

24時間テレホンサービス ☎043(221)4700